福岡市保健福祉局
障がい企画課

障がい児者日常生活用具の追加について

人工内耳用体外器の修理・交換を日常生活用具の新規給付種目として追加する。

1　追加時期　　令和元年 11 月 1 日から

2　種目　　人工内耳用体外器（修理・交換）

3　区分　　情報・意思疎通支援用具

4　障がいの内容及び程度
聴覚障がい者（児）であって，現に人工内耳を装着しているもの。
（ただし，医療保険や民間保険が適用される場合を除く）

5　対象年齢　年齢制限なし。

6　性能・機能
（1）交換
人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであって，現に装用している人工内耳体外器が 5 年以上経過しているもの。
耐用年数：5 年
基準額　：300,000 円（両耳の場合は 600,000 円）

（2）修理
人工内耳用音声信号処理装置であり，修理可能なもの
（人工内耳用ヘッドセット・電池を除く）
基準額　：10,000 円（両耳の場合は 20,000 円）